

○ 高速取引行為となる情報の伝達先を指定する件（平成二十九年金融庁告示第五十号）

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	九   「二〇八 略」 J a p a n A l t e r n a t i v e M a r k e t 株式会社	改正前	「二〇八 同上」 「号を加える。」
備考 表中の「」の記載は注記である。			